

男女共同参画に 取り組んでいる事業者募集

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰靈追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

**戦没者遺児による
慰靈友好親善事業
参加者募集**

男女がともに働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業者を知事が表彰します。表彰された事業者の取り組みは、県ホームページ等で県民に広く紹介します。

対象者 女性の登用、仕事と家庭の両立支援、セクハラ防止等に積極的に取り組んでいる事業者（自薦・他薦可）

申込締切日 7月31日（金）

申込・問い合わせ先

県男女参画・協働推進課

次の要件に該当する児童
(児童が18歳になる年度末まで
でまたは心身に障害のある児童
が20歳になるまで)を監護
している母または母にかわ
て養育している人。
①父母が離婚した後、父親と
別れて生活している児童
②父が死亡した児童

**児童扶養手当等が
支給されます**

西部ニユーギニア、マリアナ
諸島、中国、東部ニユーギニア
ア、ボルネオ・マレー半島、
トラック諸島、パラオ諸島、
ソロモン諸島、フィリピン、
ミャンマー、沖縄、台湾・バ
シー海峡、マーシャル諸島、
ギルバート諸島

ソロモン諸島、パラオ、リビングストン島、シーザー海峡、マーシャル諸島、ギルバート諸島、ミヤンマー、沖縄、台湾・バ

財)日本遺族会事業課事業係
☎ 03-3261-5521

- 手当を受けることができる人
- ④ 父が生死不明の児童
- ⑤ 1年以上、父から遺棄されている児童
- ⑥ 1年以上、父が法律により拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻（事実婚も含む）によらないで生まれた児童
- ⑧ 前記⑦に該当するかどうか明らかでない児童
- ※ 児童福祉施設等に入所している場合や、公的年金等を受けることができる場合は手当は受けられません。
- 特別児童扶養手当**

- 手当の対象となる児童
20歳未満の身体または知的・精神に中程度以上の障害のある児童。ただし、障害を事由に年金を支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません
- 障害児福祉手当
身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害を持つ人に對して支給されます。
- ひとり親家庭医療費助成金
助成を受けることができる人

- 助成の対象となる人
 - 国民健康保険または社会保険等に加入しているひとり親家庭の父、母および児童、または父母のいない児童。
- 受給資格
 - 〔父母〕児童が20歳になるまで
 - 〔児童〕児童が18歳になる年
度末まで
 - ※いずれも所得制限、障害の程度により該当しない場合
があります。
- 問い合わせ先
 - 役場子ども課

私立幼稚園保育料などの 補助のお知らせ

町内に住む、私立幼稚園園児の保護者のうち、下の表に該当する世帯に対して、各幼稚園をとおして（町外私立幼稚園可）保育料などの補助を行っています。

手続きなどについては、各幼稚園にお問い合わせください。

補助区分	私立幼稚園保育料などの補助額（年額）	
町民税が非課税の世帯	第1子	153,500円
	第2子（同時入所）	224,000円
	第3子（〃）	294,000円
町民税所得割が非課税の世帯	第1子	116,300円
	第2子（同時入所）	206,000円
	第3子（〃）	294,000円
町民税所得割額が34,500円以下の世帯	第1子	88,400円
	第2子（同時入所）	192,000円
	第3子（〃）	294,000円
町民税所得割額が183,000円以下の世帯	第1子	62,200円
	第2子（同時入所）	179,000円
	第3子（〃）	294,000円

※小学1～3年生がいる世帯は、補助額が異なる（増額）場合があります。

問い合わせ先 役場子ども課保育係

☎ 286-3111 內線 261